

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。

平成二十八年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
やまとクリニック	奈良市右京三一一九―二四 PATIO 一階A	平成二十八年十二月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ときわ薬局	橿原市常盤町三四四―二	平成二十八年十二月一日
ベリー薬局	橿原市葛本町三六五―二一	平成二十八年十二月一日
志都美薬局	香芝市上中二〇〇六	平成二十八年十二月一日